

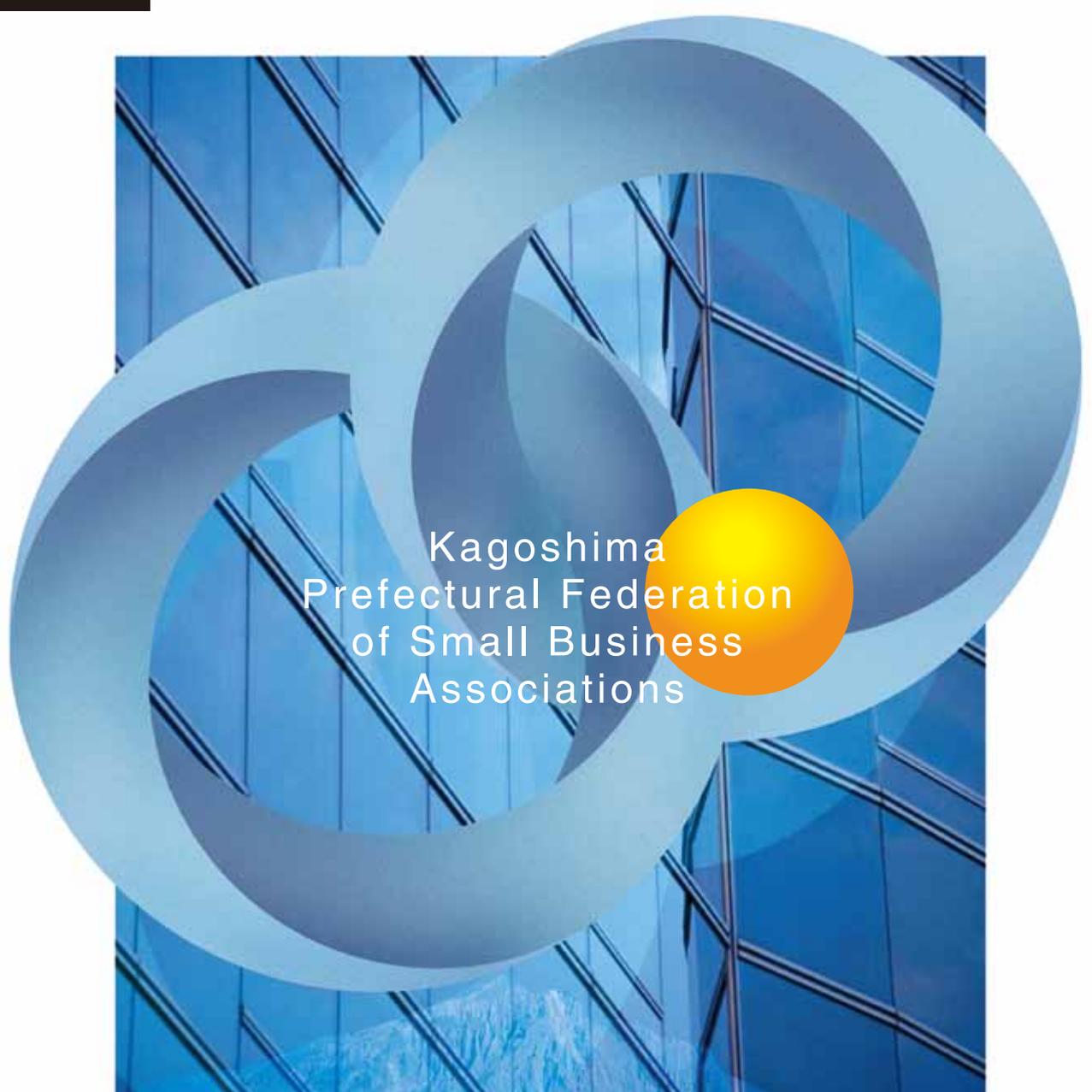
中央会月刊誌  
中小企業  
かごしま

2013  
第700号

10

特集  
テーマ

特集1 中小企業組合等のための消費税転嫁対策  
特集2 地域プラットフォーム「かごしま中小企業組合支援ネットワーク」の中小企業支援



Kagoshima  
Prefectural Federation  
of Small Business  
Associations

鹿児島県中小企業団体中央会



業務災害補償制度のごあんない

## 業務災害への備えは お済みですか？

例えば、こんな心配にお応えします

**事故防止は徹底しているが、万一の重大事故が心配だ**

万全の注意を払っていても、死亡・後遺障害の発生確率はゼロではありません

**ちょっとしたケガが多くなってきた**

従業員向けの福利厚生制度の充実が、安心して働ける環境を作ります

**パート・アルバイトの保障も考えなければ・・・**

！  
あります

全国中小企業団体中央会の

**業務災害補償制度** (※1) であれば、  
万一の業務災害から企業経営を守ります。  
さらに、個別で加入するより

**最大約60%割安** (※2) です。

(※1) 業務災害補償制度は、傷害総合保険・労働災害保険（使用者賠償責任条項）で構成されています。

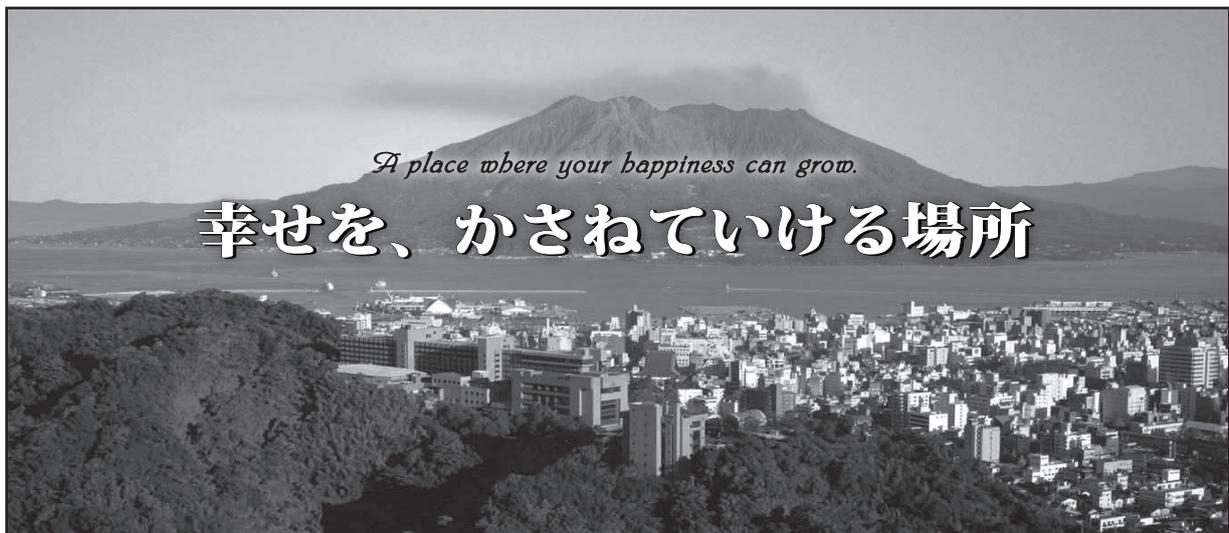
(※2) 団体割引30%、過去の損害率による割引30%、役職員一括契約割引10%（売上高より換算した被保険者数が20名以上の場合）を適用した傷害総合保険部分の1名あたりの保険料です。

本制度は、全国中小企業団体中央会が契約主となり、損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、日本興亜損害保険、あいおいニッセイ同和損害保険、三井住友海上火災保険が引受保険会社となって募集します。

詳細については、鹿児島県中小企業団体中央会  
(099-222-9258)まで ご連絡下さい。

**CONTENTS**

特集1 中小企業組合等のための消費税転嫁対策 .....	2
特集2 地域プラットフォーム 「かごしま中小企業組合支援ネットワーク」の中小企業支援 .....	10
中央会の動き .....	12
● 組合青年部研究会を開催	
● 中央会青年部会チャリティゴルフ大会を開催	
● 小企業者組織化特別講習会を開催	
インフォメーション .....	14
● 官公需適格組合の証明基準が緩和されました	
● 創業補助金 第3回公募のご案内	
● 商店街グルメ No.1 決定戦 Show-1 グルメグランプリ開催のご案内	
業界情報 .....	16
平成25年8月 情報連絡員報告	
倒産概況 .....	18
平成25年9月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定 .....	20



**50th おかげさまで ホテル開業 50 周年**

平成25年3月23日、城山観光ホテルは50周年を迎えました。50周年の記念テーマは「幸せを、かさねていける場所」。50年の感謝の気持ちと歴史の重さを胸にこれからもお客様の幸せづくりを真心を持ってお手伝いさせていただきます。



**HOTEL SHIROYAMA 城山観光ホテル**  
KAGOSHIMA

鹿児島市新照院町41-1 Tel 099-224-2211  
<http://www.shiroyama-g.co.jp>



# 中小企業組合等のための 消費税転嫁対策

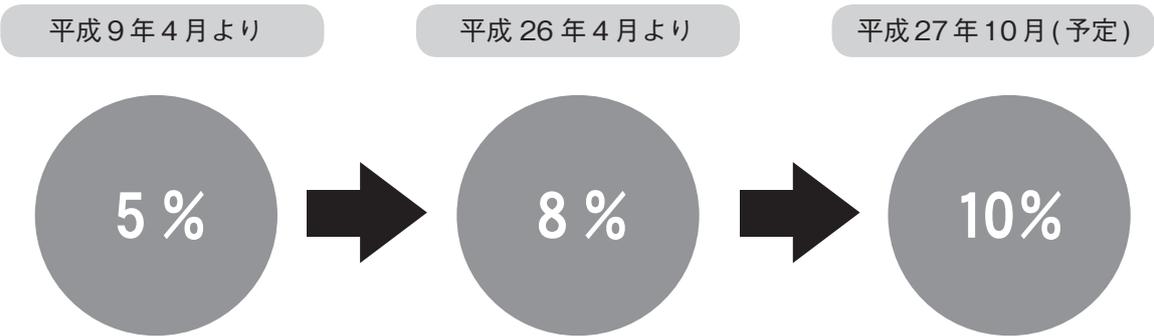
平成26年4月に実施される消費税率8%への引上げに伴い、去る10月1日に「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されました。

中央会では、組合及び組合員が、円滑に消費税転嫁対策に取り組めるよう、情報提供や相談受付等による支援を行ってまいります。

本特集では、特別措置法の概要及び組合制度を活用した価格転嫁のポイントについて解説します。

## 消費税率の引き上げの流れ

平成26年4月に消費税率8%への引き上げが実施されますが、今般の消費税率の引上げは、経済活動に与える影響を抑えるため、段階的に引き上げることが予定されています。



※この消費税率の引上げについては、税制抜本改革法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされています。

## 消費税転嫁対策特別措置法とは

消費税転嫁対策特別措置法（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法）は、中小企業・小規模事業者の円滑かつ適正な価格転嫁をサポートするため制定された法律です。

平成25年10月1日から平成29年3月31日までの時限立法であり、減額や買ったたきなどにより消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）を拒否することの禁止や共同行為に関する特別措置等を定めています。

## 【消費税転嫁対策のポイント】

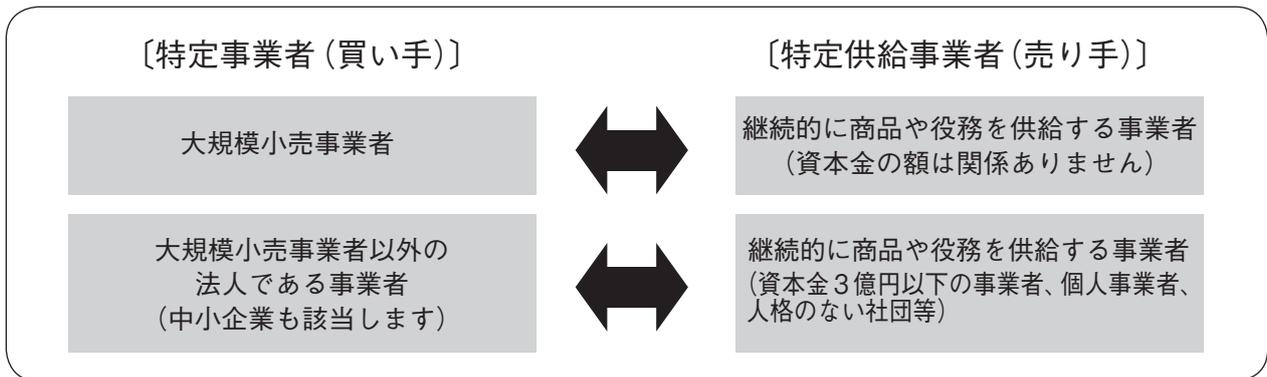
- ① 大規模小売事業者等による転嫁拒否行為は禁止されます
- ② 「消費税還元セール」といった宣伝や広告は禁止されます
- ③ 総額表示義務の特例によって、商品やサービスについて本体価格のみの表示が認められます
- ④ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為が認められます

## 1. 大規模小売事業者等による転嫁拒否行為は禁止されます

中小企業者等が価格転嫁対策を円滑に行えず不利な状況に陥ることがないように、大規模小売事業者等の特定事業者（買い手）による特定供給事業者（売り手）への減額や買ったたき、報復行為等が禁止されます。

また、消費税転嫁対策特別措置法が不適用でも独占禁止法や下請法の違反行為にあたる場合がありますので注意が必要です。

### 対象となる取引関係



### 特定事業所（買い手）とは

- ① **大規模小売事業者**（売上高 100 億円以上、または店舗面積が 1,500㎡以上）  
一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（大手スーパー、コンビニなど）
- ② **中小企業等と継続して取引している法人**  
資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の事業所や個人事業者等と継続して商品などの取引をしている事業者

### 特定供給事業者（売り手）とは

特定事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者です。

※「継続して」とは、事業者間に継続的な取引関係がある場合を指します。個別の商品ごとに継続的な取引関係がある状態を指すものではありません。

### 〔禁止される行為〕

禁止行為	具体的内容
減 額	売り手と本体価格に消費税分を上乗せする契約をしていたのに、実際支払う段階になって消費税分を下げる。
買 っ た た き	原材料費は変わらないのに、新しい税率の消費税分を上乗せした税込価格よりも低い税込価格を売り手に対して指定する。
購入・役務利用の要請	売り手が買い手の指定する商品を購入しなければ、消費税の上乗せに当たって不利な取扱いをすることを示唆する。
不当な利益提供の要請	消費税の上乗せに応じる代わりに、協賛金や売り手の従業員等の派遣を要求する。
税抜価格での交渉の拒否	買い手が消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定めて、売り手にその様式の使用を余儀なくさせる。
報 復 行 為	転嫁拒否された事業者が公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引数量の削減や取引の停止など不利益な取扱いをする

## 2. 「消費税還元セール」といった宣伝や広告は禁止されます

消費税は、最終的に消費者が負担し、事業者が納付する税金であるため、消費者に消費税の負担について誤認されないようにするために、「消費税は転嫁しません」「消費税は当店が負担します」等の宣伝や広告を行うことは禁止されます。

### 表示・広告の範囲

商品や容器、包装、チラシ、電話、ネオン・サイン、インターネットによる広告等、顧客を誘引するために利用するあらゆる表示が対象となります。また、セールストークといった口頭による広告も対象に含まれます。

### 【禁止される行為】

消費税転嫁を阻害する「消費税は転嫁しません」「消費税率上昇分を値引きします」「消費税相当分ポイントを付与します」等の表示は禁止されます。

なお、「消費税」の文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しません。

禁止される表示の例	禁止されない表示の例
「消費税は転嫁しません」	<b>消費税との関連がはっきりしないもの</b>
「消費税率上昇分を値引きします」	「春の新生活応援セール」
「消費税は当店が負担しています」	「新生活応援セール」
「消費税はサービスします」	<b>たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけのもの</b>
「消費税8%還元セール」	「3%値下げ」
「消費税増税分を据え置いています」	「3%還元」
「消費税相当分の商品券を提供します」	「3%ポイント還元」
「消費税相当分の商品を差し上げます」	<b>たまたま消費税率と一致するだけのもの</b>
「消費税増税分をキャッシュバックします」	「10%値下げ」
「消費税増税分は勉強させていただきます」	「8%還元セール」
	「8%ポイント進呈」



きょうの出口。  
あしたの入口。

黒伊佐錦

黒伊佐錦

薩摩焼酎

大口酒造株式会社

鹿児島県伊佐市大口原田643番地  
www.isanishiki.com  
0120-86-9613

飲酒は20歳を過ぎてから。飲酒運転は法律で禁止されています。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に影響を与えるおそれがあります。

### 3. 総額表示義務の特例によって、商品やサービスについて本体価格のみの表示が認められます

平成16年4月の消費税法改正で、値札や広告、カタログ、インターネットなどで価格を表示する際は、税込価格で表示（総額表示）となっていますが、今回、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、本体価格のみの表示（外税表示）でも構わないとする特例が設けられました。

#### 外税表示の特例

「外税表示」「税抜き価格の強調表示」は、税込価格であると誤認されないための措置を講じているという条件つきで特例が認められます。

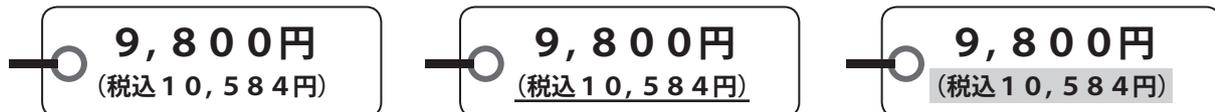
ただし、特例は平成29年3月31日までの時限的ですので、消費者への配慮の観点から、事業者はできるだけ速やかに「税込価格」（総額表示）に戻す必要があります。

#### 誤認されないための措置

外税表示を行うためには、「税込価格であると誤認されないための措置を講じているとき」という条件を満たしていることが必要です。

正しい措置が講じられている例	誤認の恐れがある例
<p>店内で消費者が商品等を選択する際に、目に付きやすい場所に、明瞭に、「<b>当店の価格は全て税抜表示になっています</b>」と掲示されている</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p><b>お客様へ当店の価格は全て 税抜表示になっています</b></p> </div>	<p>店内のレジ周辺だけに外税であることが掲示されている</p>
<p>商品カタログ（Webページ等）において、消費者が商品を選択する際に、目に付きやすい場所に、明瞭に、「<b>本カタログ（本Webページ）の価格は全て税抜表示となっています</b>」と表示されている</p>	<p>商品カタログの申込用紙だけに外税であることが記載されている。 Webページの商品紹介ページには表記がなく、<b>決済画面</b>だけに外税であることが記載されている</p>

#### 〔明瞭に表示されている値札の例〕



#### 〔金額の大きさ等、表示に問題がある値札の例〕



うまさの証



SATSUMA SHOCHU

さつま白波は様々な厳しい品質基準に合格しています。地理的表示「薩摩」及び品質を保證するマークについてはホームページでもご紹介いたします。詳しくは、www.satsumashochu.co.jp

飲酒は20歳を過ぎてから。飲酒運転は法律で禁止されています。お酒は適量を。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。薩摩酒造株式会社

甘さと、  
コクと。  
**黒白波**



**黒は、  
薩摩。**

#### 4. 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為が認められます

消費税率引上げの価格転嫁について、取引立場の弱い中小企業が単独で取引先に価格転嫁交渉を行うことは、困難が予想されます。このような事態を打開する有力な手法として組合単位等で消費税の転嫁に関する共同行為（カルテル）を実施することが考えられます。事業者又は事業者団体が行う「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」について、独占禁止法の適用除外制度が設けられました。

##### 共同行為が実施可能になった組合

事業協同組合（同連合会を含む）及び商店街振興組合（同連合会を含む）は、それぞれの根拠法により共同行為が認められていますが、消費税転嫁対策特別措置法の施行により、下記の組合においても、共同行為の実施が可能になりました。

- ◆ 商工組合、商工組合連合会
- ◆ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
- ◆ 酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会等

※転嫁カルテルには、消費税法上の課税事業者、簡易課税事業者及び免税事業者のいずれであるかを問わず参加することができます。

##### 公正取引委員会への届出

共同行為を行うに当たっては、事前に公正取引委員会へ届け出ることが必要です。

##### 共同行為が認められる期間

共同行為が認められる期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における商品又は役務の提供を対象とするものであって、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に行う共同行為に限られます。

##### 共同行為の実施や参加は任意

共同行為を行うか否か、共同行為に参加するか否かは、それぞれの組合及び事業者の自主的判断に委ねられており、消費税転嫁対策特別措置法により実施や参加を義務付けるものではありません。

##### 転嫁カルテルとは

転嫁カルテルとは、「消費税の転嫁の方法の決定」に係る共同行為です。市場における価格形成力が弱い中小事業者に特に配慮して認められたものであり、当該共同行為を実施できるのは、次の事業者又は事業団体です。

##### 〔転嫁カルテルの対象〕

中小企業者の範囲	資本金等の額	又は	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業	3 億円以下		300 人以下
卸売業	1 億円以下		100 人以下
サービス業	5 千万円以下		100 人以下
小売業	5 千万円以下		50 人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3 億円以下		300 人以下

※転嫁カルテルについては、参加事業者の 3 分の 2 以上が中小事業者であることが必要です。

### 〔転嫁カルテルに該当する例〕

- ① 各事業者がそれぞれ自主的に決定する本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ② 消費税率引上げ後に発表する新製品について、各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ③ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合い等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定  
(例) 本体価格 98 円 × 8 % = 消費税額 7.84 円 → 8 円

※ 今回の転嫁カルテルの対象は、販売についてのものであって、購入については対象になりません。

### 〔認められない行為〕

- ① 「消費税の転嫁の方法の決定」に該当しないとき
  - イ. 消費税率引上げ後の税抜価格又は税込価格を統一する旨の決定
  - ロ. 消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定
  - ハ. 消費税の全部又は一部の転嫁をしないことの決定
  - ニ. 合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定
- ② 一定の取引分野での競争を実質的に制限し不当に対価を維持し若しくは引上げることとなる時
- ③ 事業者が不公正な取引方法を用いる時又は事業者団体が構成事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき  
(例) 事業者団体が、共同行為に参加しない構成事業者に対して、それを理由に制裁を課し当該構成事業者の事業活動を困難にさせること

### 表示カルテルとは

表示カルテルとは、「消費税についての表示の方法の決定」に係る共同行為です。すべての事業者や事業団体に認められます。

### 〔表示カルテルに該当する例〕

- ① 消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定
  - イ. 税込価格を表示する場合  
(例) 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示すること
  - ロ. 税込価格を表示しない場合  
(例) 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者に見やすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定
- ② 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定
- ③ 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

**【認められない行為】**

- ① 「消費税についての表示の方法の決定」に該当しないもの  
形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に転嫁の方法の取り決めが含まれている場合には、「消費税の転嫁の方法の決定」についての届出が必要になります。  
(例) 消費税率引上げ分を消費税率引き上げ前の対価に上乘せした結果、計算上生じる端数を切り上げにより処理して税込価格を表示する旨の決定
- ② 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し又は引き上げるようになるとき
- ③ 事業者が不公正な取引方法を用いるとき又は事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき

**転嫁及び表示に係る行為についての独占禁止法の考え方**

消費税の円滑かつ適正な転嫁に資する次のような行為は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく届出によらなくても、原則として独占禁止法上問題となりません。

ただし、このような活動を通じて、価格の維持、引上げ等について暗黙の了解又は共通の意思が形成されれば問題となります。

- ◆ 法令を遵守する旨の宣言
- ◆ 消費税の転嫁についての理解を求める要望等
- ◆ 消費税の表示に関する自主的な基準の設定
- ◆ 客観的資料・情報の提供等
- ◆ 過去の事実に関する情報の収集・提供
- ◆ 中小企業者に対する指導
- ◆ 取引先等への一般的な業界の事情の説明等
- ◆ 消費税率引上げの客観的な影響に関する広報

**【専門家の派遣及び窓口相談のご案内】**

中小・小規模企業の皆様におかれましては、消費税率引上げ分の転嫁方法や価格表示方法など、正しい知識を得るとともに、増税に備えて経営力強化を図るなど、十分な準備が不可欠です。

中央会では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、専門家の派遣及び窓口相談を実施致します。派遣・相談は無料ですので、是非ご利用ください。

消費税増税に備えて、  
経営力を強化したい

「転嫁カルテル」や  
「表示カルテル」って何？

取引先が増税分の価格転嫁  
を認めてくれない！



**【お問い合わせ・お申込み】**  
**中央会総務企画課**  
 TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

中小企業経営者の  
みなさまへ

# 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

取引先の突然の倒産!まさかのときの  
資金調達先は準備していますか?

## 経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

売掛金が回収できなくなった。  
資金ショートで連鎖倒産してしまう...



掛金は  
損金もしくは  
必要経費に  
算入できます

「取引先の倒産」と「商取引の  
事実」の確認で迅速に貸付実行。

回収困難となった売掛金(被害額)  
相当の資金を調達できます。  
(最高8,000万円まで)

当面の資金繰りに  
役立ち、自社と社  
員を守れます。

自社のリスク  
マネジメントの  
ひとつとして  
お考えください。



経営者ご自身の「現役引退後の生活  
資金」のことをお考えですか?

## 小規模企業共済制度

年金だけでは不十分で、不安がある。  
自分で積み増しするには、どんな  
ものがあるのかな...



掛金は  
全額所得  
控除

将来、「廃業」「役員退任」  
等が生じたときに共済金を  
受け取れます。



現役引退後の安心した  
生活設計が図れます。



費控除	①	
社会保険料控除	⑫	
小規模企業共済等掛金控除	⑬	360000
生命保険料控除	⑭	

★毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得400万円の方なら、  
約11万円の節税になります。(左図は確定申告書の記載例)

●共済制度の詳細な内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

共済制度の運営機関



中小企業と地域振興をもっとサポート  
独立行政法人

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

共済相談室 TEL 050-5541-7171

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

経営セーフティ共済

検索

小規模企業共済

検索



# 地域プラットフォーム 「かごしま中小企業組合支援ネットワーク」 の中小企業支援

中小企業・小規模事業者の内外環境の変化により、経営課題や経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化しており、これらにきめ細かく対応する経営支援体制の再構築が必要となっています。今般、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業により、支援ポータルサイト「ミラサポ」、地域プラットフォーム、専門家派遣の3つの事業による中小企業支援が始まりました。本特集では、地域プラットフォーム「かごしま中小企業組合支援ネットワーク」の中小企業支援についてご案内します。

## 中小企業支援を実現する3つの事業

1. 支援ポータルサイトの構築
2. 地域プラットフォームの構築
3. 専門家派遣

### (1) 支援ポータルサイトの構築

支援ポータルサイト「ミラサポ:未来の企業★応援サイト」を構築・運営し、次の4つの機能を提供します。

- ① 中小企業等向けの支援情報の提供
- ② 中小企業等や専門家の間でのコミュニケーション・コミュニティ形成等（専門家データベース、専門家派遣システム含む）
- ③ 地域での共同受発注システムなど、中小企業・小規模事業者間の業務連携支援
- ④ 中小会計要領に基づく財務データ管理、ビッグデータ活用による高度な経営分析等の経営改革支援



「ミラサポ:未来の企業★応援サイト」(<https://www.mirasapo.jp/index.html>)は、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイトです。

主な機能は以下のとおりです。

- 支援施策・情報提供**
  - ◆ 国や公的機関の支援施策・支援情報をわかりやすく提供します。
  - ◆ 一部の補助金については電子申請機能の活用も可能です。
- コミュニティ形成**
  - ◆ 創業、海外展開などテーマ別に、先輩経営者や専門家との情報交換ができる場（コミュニティ）を提供します。
  - ◆ ユーザーが自らの課題に応じて、新たなコミュニティを作ることも可能です。
- 専門家相談**
  - ◆ 分野ごとの専門家のデータベースを整備し、ユーザーが自らの課題に応じた専門家を選んで、オンライン上での相談が可能です。
  - ◆ 課題に応じた専門家を派遣するサービスをミラサポ上で申し込むことが可能です。



## (2) 地域プラットフォーム（地域の支援ネットワーク）の構築

### 地域プラットフォームとは

地域の支援機関による中小企業者等支援を目的とした連携組織です。中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業の専門家派遣の窓口機能を担う他、自主的な取り組みとして、構成機関が連携して中小企業支援の取り組みを行います。

### かごしま中小企業組合支援ネットワークとは

「鹿児島県中小企業団体中央会」を代表機関に、「鹿児島県商店街振興組合連合会」、「鹿児島興業信用組合」、「奄美信用組合」を構成機関とする地域プラットフォームです。

### 地域プラットフォームの役割

地域の中小企業振興を目的に、専門家派遣の窓口機能を担う他、支援ポータルサイトの活用や、次のような事業を実施します。

- ① 国等の中小企業支援施策情報の発信（支援ポータルサイトの普及活動を含む）
- ② 創業セミナーや経営革新セミナー等の開催
- ③ ビジネスマッチングイベントの開催
- ④ プラットフォーム内の連携強化、情報共有のための連絡会議等の開催
- ⑤ 構成機関職員の支援能力向上のための取組（セミナーの開催等）

## (3) 専門家の派遣

中小企業の高度・専門的な経営課題に対応するため、ミラサポの専門家派遣システムを活用し、専門家派遣を実施します。専門家派遣は年間3回まで無料で利用することができます。

かごしま中小企業組合支援ネットワークを構成する各機関では、中小企業・小規模事業者・創業希望者の様々な経営課題に関する相談を受け、経験豊富な専門家探しからその派遣までスムーズに支援します。

### 【専門家派遣事業のスキーム】

専門家派遣のスキームは次の2通りです

- ① 中小企業（創業しようとする者も含む）から相談を受けた地域プラットフォームを構成する支援機関が、支援ポータルサイトを通じて派遣を依頼
  - ② 中小企業が、支援ポータルサイトを通じて直接派遣を依頼（2回目以降の派遣に限る）
- ※派遣支援は、一企業当たり年間3回まで（上記①②の方法を問わず3回まで）

### 【お問い合わせ・お申込み】

#### かごしま中小企業組合支援ネットワーク

鹿児島県中小企業団体中央会（TEL 099-222-9258）

鹿児島県商店街振興組合連合会（TEL 099-223-2801）

鹿児島興業信用組合（TEL 099-224-3175）

奄美信用組合（TEL 0997-52-7111）



## 組合青年部研究会を開催 ～味噌醤油業界の若手経営者が雇用計画・労務管理について研究～

9月25日、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」で、鹿児島県味噌醤油工業協同組合青年部を対象に、組合青年部研究会を開催した。

「味噌醤油業界における雇用計画・労務管理について」をテーマに、特定社会保険労務士の有村清敏氏を講師に迎えて実施した。

有村氏は、就業規則の整備について「退職期間の再検討や普通解雇事由の再検討など、時代背景や法律の変化に対応した修正が必要である。」と述べ、また、65歳定年時代へ向けた人事制度について「超高齢者社会が到来している現在、中高年社員が生き生きしている会社は若手社員も生き生きしている。今後は高齢者も重要な労働力として位置づけると同時に、人事制度全体の枠組みを変えていく必要がある。」と述べた。

最後に、「就業規則や人事制度は、一度整備すれば良いというものではなく、時代の変化や企業の実情に合わせ、こまめに変わっていくことが大事である。」と締めくくった。



## 中央会青年部会チャリティゴルフ大会を開催

9月28日、鹿児島市の「島津ゴルフ倶楽部」で、鹿児島県中小企業団体中央会青年部会（梶井健一郎会長）が主催する「中央会青年部会チャリティゴルフ大会」が開催された。

本大会は、青年部会員相互の交流と親睦を図ることを目的に例年開催しており、今回で17回目の開催となった。当日は絶好のゴルフ日和となり、和やかな雰囲気のもと熱戦が繰り広げられ、鹿児島市管工事協同組合青年部の村岡雄一氏が優勝した。

なお、当大会の収益金は、毎年年末に実施している「青年部会ボランティア事業」に充てられる。

〔順位〕

- 優勝：村岡雄一（鹿児島市管工事(協)青年部）
- 準優勝：奥 太志（鹿児島県自動車車体整備(協)青年部）
- 第3位：菊永善之（鹿児島県環境整備事業(協)青年部）
- ベストグロス賞：奥 太志（鹿児島県自動車車体整備(協)青年部）
- BB賞：里村まいか（鹿児島市中央卸売市場青果食品(協)青年部）



優勝の村岡氏（左）



## 小企業者組織化特別講習会を開催 ～環境への取り組みを小企業者のビジネス展開に活かす～

10月11日、鹿児島市の「ホテルウェルビューかごしま」で、小企業者組織化特別講習会を開催した。

講師にカーボンフリーコンサルティング株式会社取締役の池田陸郎氏を招聘し、「環境への取り組みを小企業者のビジネス展開に活かす」をテーマに、講義を行った。

池田氏は「企業はCO<sub>2</sub>排出量の削減に努めているが、事業の都合上どうしても減らすことができない排出を植林事業への出資等で相殺するのがカーボンオフセットである。出資の手段としては、国・県が実施する環境クレジット制度があり、クレジットを購入した企業は、製品等にオフセットしたことを明記することにより、企業のイメージアップや販売促進に繋げることができる。」と述べた。続いて、全国の取り組み事例や本県が推進する「かごしまエコファンド」について説明し、最後に「小企業者は比較的CO<sub>2</sub>排出量が少ないので、ファンドの購入額が安く済み、カーボンオフセットに取り組み易い。また、組合で取り組むことも可能であり、負担軽減や業界のイメージアップ等の効果が期待できる。今後のビジネス展開のヒントとして有効に活用していただきたい。」と締めくくった。



**BESTパートナー**  
**三井生命**

こつこつ きちんと あなたのため  
 こつこつ きちんと みんなのため  
 こつこつ きちんと 地球のため  
 こつこつ きちんと 明日のため  
 こつこつ きちんと ウソはつかない  
 こつこつ きちんと マネもしない  
 こつこつ 豊して  
 こつこつ 生きるあなたを、  
 わたしたち三井生命も、  
 こつこつ きちんと応援します。

**こつこつ**  
**きちんと**

**三井生命保険株式会社**  
 〒100-8123 東京都千代田区大手町 2-1-1 TEL:03-6831-8000 (大代表)  
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>



## 官公需適格組合の証明基準が緩和されました！

平成25年7月1日に官公需適格組合証明基準における常勤役職員の要件が緩和され、証明有効期間が3年に統一されました。共同受注に取り組む組合においては、証明取得を是非ご検討ください。

〔常勤役職員の要件〕

《物品・役務》

新	旧
事務局常勤役職員が <b>1名以上</b> いること。	事務局常勤役職員が <b>2名以上</b> いること。

《工事》

新	旧
事務局役職員が次のようであること。 イ) <u>建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている組合</u> にあつては、 <b>常勤役職員が2名以上</b> おり、当該役職員のうち2名以上が技術職員であること。 ロ) 上記以外の工事を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役職員が <b>1名以上</b> いること。	事務局役職員が次のようであること。 イ) <u>公共性のある工事であつて、工事1件の請負代金の額が1,500万円以上のもの（電気工事、管工事、電気通信工事又はさく井工事にあつては500万円以上）を請け負おうとする組合</u> にあつては、 <b>事務局常勤役職員が1名以上、常勤職員が2名以上</b> おり、当該役職員のうち2名以上が技術職員であること。 ロ) 上記以外の工事を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役職員が <b>2名以上</b> いること。

【お問い合わせ】 中央会組織振興課 TEL 099-222-9258

## 創業補助金 第3回公募のご案内

本会が鹿児島県地域事務局を担当する創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業補助金）の第3回公募を平成25年9月19日～平成25年12月24日で公募受付致します。

新たに創業・起業する個人、中小企業又は小規模事業者の後継者が新たな分野に挑戦する第二創業に対して補助金が交付されます。

- ◆ 申請は、国が認定する専門家等の助言機関（認定支援機関たる金融機関等）の協力が必要です。
- ◆ 新たな創業は200万円（海外需要獲得型は700万円）、第二創業は500万円を限度に、事業に要した経費の3分の2が補助されます。

公募締切：平成25年12月24日（当日必着）

※10月21日までに受付した案件については、先行して審査を実施し、10月22日以降の受付分については、応募状況に応じて審査を行います。

※公募の詳細及びこれまでの採択結果については、下記ホームページをご参照ください。

起業・創業特設ページ <http://sogyo.jimdo.com/>

**【お問い合わせ・お申込み】**

創業補助金 鹿児島県地域事務局（中央会内） TEL 099-222-9258

## 商店街グルメ No.1 決定戦 Show-1 グルメグランプリ開催のご案内

県内の商店街グルメナンバーワンを決める「Show-1グルメグランプリ」が今年も各地で開催される。

県内12の地域からエントリーがあり、各地の商店街が自慢の地元食材を活かしたご当地グルメで頂点を目指す。今回は新たに、阿久根本町通り会（阿久根タカエビ丼）、阿久根駅前通り会（阿久根華のあじめし）、長島町（長島ど〜ん鯰）の3商店街が参戦する。

地方大会は、10月の西之表市を皮切りに、来年1月まで県内9か所で開催され、各地のイベントと同時開催することで地域活性化を図る。

最終決戦となる本大会は、来年2月22日(土)、23日(日)に、かごしま県民交流センターにおいて、全チームが参加して開催される。



### 【地方大会】

回数	開催日	開催場所	同日開催される地域イベント
1	10月25日(金)	西之表市：西町市街地	ナイトバザール西町
2	11月2日(土) ～ 3日(日)	霧島市：国分シビックセンター お祭り広場	霧島ふるさと祭
3	11月9日(土)	伊佐市：伊佐市農村グランド	伊佐市ふるさと祭り
4	11月10日(日)	出水市：出水市総合運動公園芝生広場	第7回鶴恋祭 ふれあいフリーマーケット
5	11月24日(日)	枕崎市：枕崎市役所通り一帯	11月24日いいふしの日 まくらざき秋の市&キャンドルフェスタ
6	11月24日(日)	鹿屋市：かのやイベント広場	第35回鹿屋市秋まつり 歩行者天国
7	12月15日(日)	鹿児島市：宇宿商店街コスモタウン	宇宿えびす物産展
8	1月12日(日)	阿久根市：阿久根市水産振興センター	阿久根新鮮朝市 in Show-1 グルメグランプリ
9	1月26日(日)	指宿市：セントラルパーク指宿	第22回いぶすき菜の花マーチ

【お問い合わせ】宇宿商店街振興組合 TEL 099-257-9690

さつまの海



垂水地区に湧き出る温泉水を使用したやわらかな味わい

さつまの海

常熱 蒼々



常圧蒸留ならではのふくよかな香り

常熱蒼々

大海 蒼々



ふくよかな甘味と果実のような香り

大海蒼々

大海 黒麹



芋焼酎がまだ地元の人だけに飲まれていた頃の製法を再現

大海黒麹

一番 常



サツマイモの吟醸香フルーティーな華やかさ

一番常

さつまの海 大海



鹿児島島の農業地帯大隅半島の地焼酎

さつま大海

**大湊酒造株式会社**

〒893-0016 鹿児島県鹿屋市白崎町 21 番 1 号  
TEL 0994-44-2190(代) FAX 0994-40-0950

●未成年者の飲酒は法律で禁じられています。 ●健康のため、飲み過ぎに注意しましょう。 ●妊娠中・授乳期の飲酒はお控え下さい。 ●飲酒運転は絶対やめましょう。



# 業界情報 (平成25年8月情報連絡員報告)

## 製造業

### 味噌醤油製造業

この夏は、7月・8月ともに動きの良かったところは少なく、基礎調味料に対する購買力の回復にはまだ時間がかかる状況である。

### 酒類製造業

(平成25年7月分データ) (単位kQ・%)

区分	H24.7	H25.7	前年同月比	
製成数量	5,970.8	7,221.3	120.9	
移出数量	県内課税	4,694.0	5,452.1	116.2
	県外課税	5,843.0	5,000.8	85.6
	県外未納税	3,701.6	3,616.0	97.7
在庫数量	200,605.3	199,287.1	99.3	

### 漬物製造業

野菜高騰で、浅漬け業界は厳しい。

### 蒲鉾製造業

台風の接近、大雨、猛暑と異常気象のためか業界全体が冷え込んでいる。中元・ギフトなども昨年より悪く、対前年同月比でマイナス5%のダウンとなっている。原材料のスケソーの単価は、昨年と同程度となっている。

### 鯉節製造業

原料(生値)は、昨年とほぼ同程度で180~190円/kgとなっている。販売価格は、昨年より上昇し取引条件・収益状況ともに若干良くなってきているが、まだ業界全体として景気が良くなっているとはとは言えない状況である。

### 菓子製造業

材料費の高騰により厳しい状況の上に猛暑で、和菓子は特に厳しかった。

### 茶製造業

三番茶は猛暑の8月下旬に摘採が終了した。当組合の売上は対前年同月比80.9%であった。

### 大島繊維物製造業(奄美地区)

平成25年8月の検査反数は407反で、対前年同月比はマイナス120反(77.2%)であった。

### 木材・木製品製造業

全国的には新設住宅着工数は増加したと報じられているが、地方における市況は、木材利用ポイントや消費税の駆け込み需要もどこ吹く風の展開で、購買意欲に乏しく、都市圏との温度差は広がるばかりである。

### 木材・木製品製造業

お盆が明け、ようやく木材ポイントの申請が上がってくるようになった。県下の工務店や製材業界も引き合いが増えてきている。是非本制度をうまく活用してもらいたい。ただ、電気料金が9月から上昇するため、業界としてはコストアップが避けられず頭の痛いところである。また、大工などの技術者も不足しており、せつかくの仮需を活かせないというところもある。

### 生コンクリート製造業

出荷量は対前年同月比104.0%の130,373m<sup>3</sup>で、特に減少した地域は南薩・宮之城・出水・種子島・屋久島・奄美南部、特に増加した地域は串木野・川薩・始良伊佐・垂水桜島・大隅・南隅・甑島・沖永良部・喜界島であった。官公需は対前年同月比98.4%の58,854m<sup>3</sup>で、民需は対前年同月比109.0%の71,519m<sup>3</sup>であった。官公需は県全体では横ばいとなっているが、民需について鹿児島・始良伊佐・大隅などで大口の物件があり、全体の底上げがなされている。

### コンクリート製品製造業

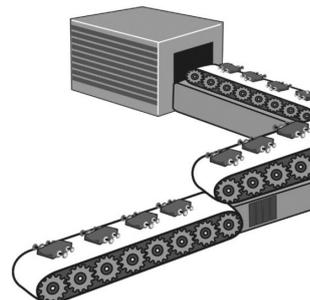
8月度の出荷トン数は9,417トン、対前年同月比144.2%となった。出荷量は、川薩地区を除き全地区にて増加した。8月度の受注も増えており、今後の出荷増が期待される。

### 仏壇製造業

海外仏壇輸入内訳(主たる輸入国:中国、ベトナム、タイ等)は、平成25年5月22,090本、6月19,733本、7月25,780本。平成25年累計141,159本。

### 印刷業

原油価格の高騰による印刷材料に関する諸値上げ、業界内での安値合戦など、とりまく環境は楽観できるものではないが、それでも業界発展のための人材育成、セミナーの企画や開催が行われた8月であった。個人のスキルアップが業界全体に波及していくよう期待したい。



## 非製造業

### 卸売業

住宅・自動車関連企業の好況は、現時点で消費税引き上げ前の駆け込み需要と捉えており、本格的な景気回復基調との見方は極めて慎重である。全体として景況は横ばい（底打ちしている）と認識している。地域活性化（団地）のため、店舗紹介MAP作りなどに着手している。

### 中古自動車販売業

連日猛暑日が続く、来店客も少なく非常に厳しい。今後の秋商戦に期待したい。

### 青果小売業

対前月比110.6%、対前年同月比106.5%であった。

### 農業機械小売業

農業生産において、地球温暖化や気候変動のリスクをいかに低減し、適応させていくかという問題は避けられないものになっている。記録的猛暑が続く現在、高温に強い米作りの研究が進み、成果が発表されている。

### 石油販売業

原油はシリアの地政学的リスクを背景に高止まっている。業界の仕入コストも上昇しており、更に円安の動きも加わったことで、マージン悪化から抜け出せない状況である。原油の先高観から、消費者心理も冷え込んでおり、売上も伸び悩むなど厳しさを呈している。

### 鮮魚小売業

以前、日本人は世界一の魚食民族であったが、最近の統計ではポルトガルに抜かれ世界3位となっている。「肉より魚の方が健康に良い」「もっと魚を子供に食べさせたい」という一方で、「処理が大変」「生ごみが出る」との意見が多い。このような事から、魚を店頭でさばき、調理し、レシピを付けて消費者に販売するなどの工夫が必要である。

### 商店街（霧島市）

商店街の8月の売上状況は、全体的に前年並みの傾向であった。ポイントカード事業も2ヶ月を過ぎ190店舗の加盟店となった。消費者（カードホルダー）も、ポイントもらえる店舗が増えたことで喜んでいただいているようだ。これを機会に商店街の活性化に弾みをつけたい。

### 商店街（薩摩川内市）

29年間続けてきた七夕祭りは、協力人数の減少・資金不足等の理由で今年から中止した。無料のイベントには大勢集まるが、店の来客増加にはつながらなかった。

### 商店街（鹿児島市/天文館地区）

商店街においては、多業種から成り立っている性格上、業種によって売上に差異は生じているが、概ね好調である。特に盆の帰省・夏休みを利用しての旅行など、土産店等は活気があった。夏物衣類・日傘などについても、売上が伸びている。

### サービス業（旅館業）

8月は、天候やお盆休みの日程に恵まれ、売上が前年同月と比べ若干増加している施設が多いと思われる。8月下旬の桜島の噴火報道が全国ニュースとなり、キャンセルや心配する問い合わせが増加している。住民は日常生活を送っているのに、富士山大噴火の可能性と絡め面白おかしく報道するマスコミに対し、県などからも大きな抗議の声をあげていただきたい。

### 美容業

美容師を目指す若者の減少により、人材採用が厳しくなっている。美容学校の集団説明会、個人面談に参加するなど努力はしているが、人材確保に苦労している。

### 旅行業

相変わらず、家族とOLグループの東京方面（TDR）の問い合わせ・申込みが多い状況である。九州管内は、新幹線利用よりマイカー利用での長崎ハウステンボス等への申込みが多くなっている。また、売上は、個々の事業者によってばらつきもあるが、全体的に少しずつ増加している。

### 建築設計業

報道による本県の6月の建設部門の入札発注状況は、件数は対前年同月比9.8%増の1,642件、発注総額は同84%増の287億6千余万円となっている。なお、金額帯別件数は、1億円以上が大幅に増加している。建築設計は、薩摩川内市の小中一貫校施設整備基本計画策定業務や鹿児島市の郡山体育館（仮称）新築本体実施設計業務などの、大型物件が発注された。

### 自動車分解整備・車体整備業

8月はお盆に休暇をとる事業所が多く、どうしても稼働率が低下する。休み明けから僅かに好転している状況である。

### 電気工事業

太陽光設備（メガソーラー含む）が活況で、県内のみならず他県へも進出し、現場施工者が不足している業者も見受けられる。公共工事も入札が多くなりつつある。

### 内装工事業

内装工事業の仕事量は多いが、利幅は小さく依然として多くの組合員は苦しい状況にある。しかしながら、一部では改善の要素がみられる。消費税関係で、駆け込み受注も少しは見られるが、消費税増税実施後の受注が減少するとの懸念がある。

### 管工事業

消費税との関係か、住宅建設が増加傾向にある。

### 建設業（鹿児島市）

労働力の確保、物価上昇に伴う積算単価の上昇を各関係機関に要望している。徐々に各機関の公共工事費補正予算が増加し、明るい兆しがみえてきた。

### 建設業（曾於市）

徐々に入札の件数は増加している。大雨などによる災害復旧工事までは至っていない。

### 貨物自動車運送業

8月に入り、軽油価格は高止まりして採算が取れない状況が続いている。また、食肉・一般荷物など荷動きについては昨年並みの実績であった。

### 運輸業（個人タクシー）

タクシー業界にはアベノミクス効果は全く見られない。8月は猛暑により、人の動きが少なく売上は低迷している。

### 倉庫業

加工用・飼料用ともに、平年並みで推移し、業況も変わっていない状況である。



## 平成25年9月 鹿児島県内企業倒産概況

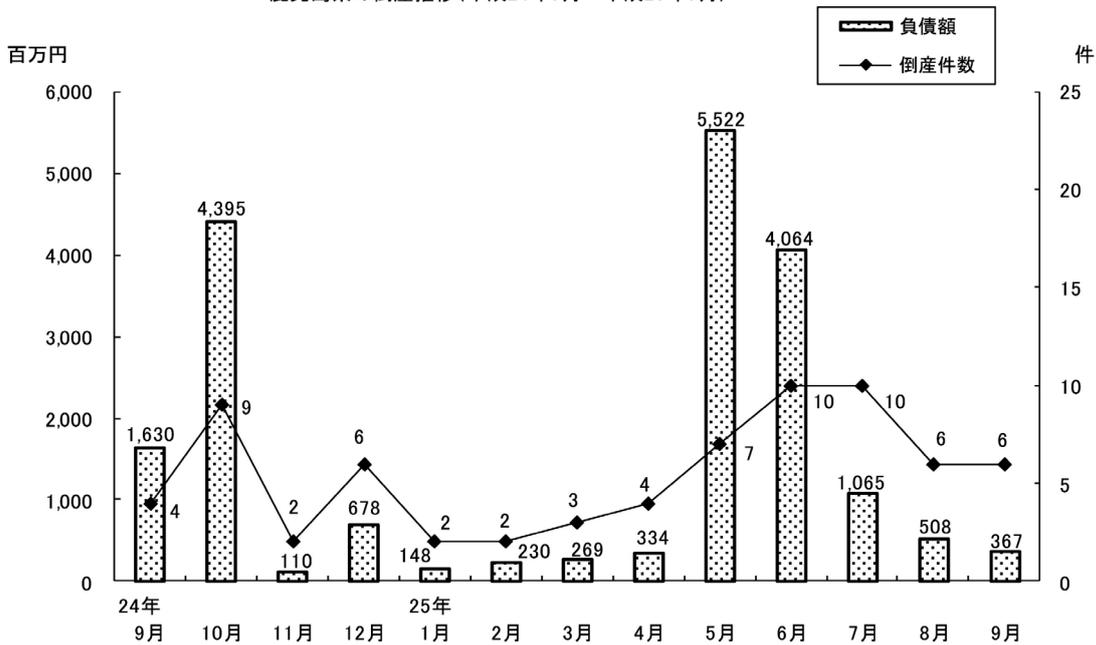
(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

### 件数6件 負債総額3億6,700万円

〔件数〕前年同月比2件減 〔負債総額〕前年同月比77.5%減

鹿児島県の倒産推移(平成24年9月～平成25年9月)



### 【概要】

平成25年9月の鹿児島県内の企業倒産(負債額1,000万円以上・法的整理)は、件数で6件(前月比増減無し、前年同月比50.0%増)、負債総額は3億6,700万円(前月比27.8%減、1億4,100万円減、前年同月比77.5%減、12億6,300万円減)となった。

### 【各要因別】

- ・業種別では、建設業3件、製造業2件、卸売業1件。
- ・主因別では、販売不振6件。
- ・資本金では、個人1件、500万円未満4件、5,000万円～1億円未満1件。
- ・負債額では、1,000万円～5,000万円未満4件、1億円～5億円未満2件。
- ・地域別では、鹿児島市2件、北薩地区1件、出水地区1件、大隅地区1件、大島郡1件。

### 【ポイント】

9月度としての倒産件数は前月同様の6件、件数は増加に転じる状況にはなく負債額10億円超となる大型倒産も発生しなかったこともあり、負債総額では前月を下回る形となった。

なお、倒産の態様は破産5件、特別清算1件であった。

【今後の見通し】

9月発表の内閣府月例経済報告によると、先行きについては、輸出が持ち直し各種政策の効果が発現するなかで家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっているとしている。企業の設備投資が持ち直し雇用情勢の改善も続いていることから景気回復を明記している。鹿児島県内の景況としても8月の公共工事件数は3割増となり、公共工事の増加なども後押しとなって景気改善の様子が窺える状況となっている。

9月の倒産件数は前月同様の6件であったが負債額では前月を下回る形となっており、少なからず景気は回復局面にあるとの判断もできる。ただし、この背景には9月迄に事業を停止し現在法的整理に向けて準備中の企業も複数存在しており、しっかりと回復の軌道に乗っているとの判断は時期尚早であろう。

景気の基調判断同様に、今後倒産件数・負債額ともに減少傾向を辿る可能性も十分にあるが、沈静化したと判断するには年末にかけての動向を見守る必要もある。

平成25年9月企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	所在地	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	態様
(有)K	鹿児島市	建設業	40	5,000	破産
(有)K	鹿児島市	製造業	110	3,000	破産
(有)K	曾於郡大崎町	製造業	20	3,000	破産
(有)S	出水市	建設業	37	5,000	破産
個人	薩摩川内市	建設業	10	—	破産
K(株)	大島郡和泊町	卸売業	150	60,000	特別清算
			6件 3億6,700万円		



近畿日本ツーリスト九州  
カタチにします。ときめき・キラメキ・おもてなし

近畿日本ツーリスト九州

鹿児島支店 支店長 南部勝也

〒892-0828

鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエアビル3F

TEL : 099 (223) 3205

FAX : 099 (239) 8159

# 中央会関連主要行事予定

**無料の専門家派遣を活用しませんか**

平成25年11月	
6日(水) 14:00	未来に繋ぐビジネスの進め方 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
11日(月) 14:00	始める前に知っておきたいFacebook活用のコツ 鹿児島市「レクストン鹿児島」
12日(火) 16:00	大隅地区地域別交流懇談会 鹿屋市「かのや大黒グランドホテル」
15日(金) 14:00	組合青年部研究会 鹿児島市「建設業会館」
15日(金) 14:00	小さな会社で始めるFacebook集客と販促 鹿児島市「宝山ホール」
19日(火) 16:00	熊毛地区地域別交流懇談会 西之表市「あらき別館」
21日(木) 14:00	無料・超簡単なホームページによる情報発信 鹿児島市「宝山ホール」
22日(金) 17:00	未来に繋ぐビジネスの進め方 奄美市「奄美サンプラザホテル」
27日(水) 15:00	中央会理事会 鹿児島市「城山観光ホテル」
27日(水) 16:00	商工中金協会講演会・懇親会 鹿児島市「城山観光ホテル」
平成25年12月	
4日(水) 16:00	川薩地区地域別交流懇談会 薩摩川内市「川内ホテル」
13日(金) 16:00	経済講演会 鹿児島市「パレスイン鹿児島」

「経営改善を図りたい」「海外取引を開始したい」「ITを活用し販路拡大を実現したい」

地域プラットフォーム「かごしま中小企業組合支援ネットワーク」にご相談ください。経験豊富な専門家を無料で派遣し、様々な経営課題に関するアドバイスを実施します。

**【お問い合わせは各構成機関へ】**

- 鹿児島県中小企業団体中央会  
TEL 099-222-9258
- 鹿児島県商店街振興組合連合会  
TEL 099-223-2801
- 鹿児島興業信用組合  
TEL 099-224-3175
- 奄美信用組合  
TEL 0997-52-7111

**創業補助金 第3回公募受付中**

新たに起業・創業する個人、後継者が新たな分野に挑戦する第二創業を支援します

新たな創業は200万円（海外需要獲得型は700万円）、第二創業は500万円を限度に、事業に要した経費の3分の2が補助されます。

公募締切:平成25年12月24日(当日必着)

**【お問い合わせ】**

地域需要創造型等起業・創業促進事業  
鹿児島県地域事務局（中央会内）  
TEL 099-222-9258

美味しい時間を3つのレストランで



1階  
カフェレストラン トリアン



2階  
日本料理 七彩



13階  
スカイラウンジ フェニックス

**鹿児島 サンロイヤルホテル**

鹿児島市与次郎1丁目8番10号 Tel:099-253-2020



ホテル ⇄ 鹿児島中央駅・天文館

**無料シャトルバス運行中!**

# お役立てください県共済



- ◆火災共済（建物内動産火災共済）
- ◆自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ◆生命傷害共済（あんしん共済）
- ◆医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ◆自動車総合共済（MAP）



## 県共済

鹿児島県火災共済(協)  
鹿児島県中小企業共済(協)

理事長 小正 芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(産業会館) TEL (099)225-4218  
ホームページ <http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai> FAX (099)227-3595

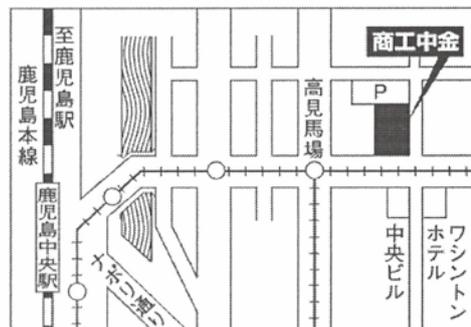
## 日本の明日へ 中小企業とともに。

話せるパートナー  
**商工中金です。**

新型定期預金

## マイハーベスト

- 有利な金利設定\*  
※当金庫内の商品と比較した場合
- 固定金利の半年複利
- 1年、2年、3年から期間が選べる



鹿児島支店 鹿児島市西千石町 17-24  
TEL 099-233-4101

## 有利

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

## 簡単

社外積立で管理もラクラク  
退職金試算額などをお知らせします。

## 安全

国の制度だから安心  
掛金の一部を国が助成します。

# 中退共

CHU-TAI-KYO

退職金は直接退職者に  
支払われます。

お近くの金融機関等の  
窓口でお申込みください。

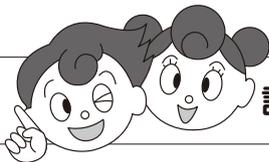
パートタイマーさんも  
家族従業員も加入できます。

掛金は、従業員ごとに  
16種類から選択できます。

転職先でも引き継げる  
「通算制度」があります。

# 「よし、やるぞ！」の一体感。

## 働く人が元気な会社。中退共が応援します。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

発行所／鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島市名山町9番1号 〒892-0821

発行人／小正芳史 印刷所／協業組合ユニカラー

電話(099)222-9258 FAX(099)225-2904

電話(099)238-5525 FAX(099)238-5534